

兵庫県公報

平成27年 1月30日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月30日

兵庫県人事委員会
委員長 伊藤 聡

兵庫県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 条例第2 条第1 項第3 号の項中第7 号を第8 号とし、第1 号から第6 号までを1 号ずつ繰り下げ、第2 号の前に次の1 号を加える。

- (1) 一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。